

○運輸委員会

内閣提出法律案（四件）

（衆）は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
41	日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案	衆	六、二九	付託（予） 可決 六、四二	付託（予） 可決 六、四二	
54	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	三、八	（予） 可決 五、六	（予） 可決 五、三	
55	国際観光振興会法の一部を改正する法律案	〃	三、八	（予） 可決 五、三〇	（予） 可決 五、三	
101国会 84	船員法の一部を改正する法律案	（衆）	五、二四	可決 六、五二	可決 六、五二	百一回 衆議院 参議院 継続

本院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者	予備送衆へ提出月日	参議院	衆議院	備考
1	道路運送法の一部を改正する法律案	梶原清君 （六〇、三、五）	付月日 六、三、六	付託（予） 可決 六、三、七	付託（予） 可決 六、三、七	

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	提出者 (月日)	予備送 付月日	本院へ 提出月日	参議院	衆議院	備考
件名	左近正男君 外九名 (六、四二七)	六、四一九	六、四一九 (予)	付託 委員会議決 委員会決議 本会決議	付託 委員会議決 委員会決議 本会決議	
19	都市における公共交通の環境整備に関する特別措置法案			六、四一九 (予)	六、四一九 継続審査	

国会の承認を求めるの件（二件）

番号	件名
2	地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件
衆議院	先提出
六月三十八日	参議院
六月三十八日(予)	委員会 託託
承六月三十日認	委員会 議決
承六月三十日認	本会議 議決
衆議院	衆議院
六月三十八日	委員会 託託
承六月四十一日認	委員会 議決
承六月四十九日認	本会議 議決
	備考

日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案（閣法第四一號）

敬告

本法律案は、特殊法人の整理合理化の一環として、日本

自動車ターミナル株式会社を民営化しようとするものである。つて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する。
- 二、政府は、日本自動車ターミナル株式会社が商法に基づく手続により、資本の減少を行い、株式を買入れ消却す

ることとしたときは、これに應ずるものとし、その売買価格相当額は、政府が同社に対し無利子で貸し付けたものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特殊法人の整理合理化の一環として、日本自動車ターミナル株式会社法を廃止するとともに、政府所有株式を処分することにより、日本自動車ターミナル株式会社を民営化し、これに伴う措置として政府の出資金相当額を同社に対する無利子貸付金としようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了いたしましたところ、日本共産党小笠原委員より修正案が提出され、討論なく、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五四号）

要旨

本法律案は、周辺整備空港における空港周辺整備計画の実施等を効率的に行うため、周辺整備空港ごとに設立されている空港周辺整備機構を統合して、その業務を一元的に行う組織にしようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、周辺整備空港における空港周辺整備計画の実施等を一元的に行う空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、一を限り設立されるものとする。

二、機構に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事七人以内及び監事一人を置くものとし、その任期は、二年とする。

三、機構は、空港周辺整備計画の実施等を行うほか、特定飛行場の設置者等の委託により、特定飛行場の周辺地域において緑地帯等の造成を行うことができるものとする。

四、周辺整備空港ごとに設立されている空港周辺整備機構（以下「旧機構」という。）は、機構の成立の時にいて解散するものとし、旧機構に対する政府及び地方公共団体の出資金に相当する金額は、それぞれ機構に対して出資されたものとするとともに、旧機構の一切の権利及び義務は、機構が承継する。

五、その他旧機構の一切の権利及び義務を機構が承継することに伴う経過措置等所要の規定を設ける。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案及び承認案件につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案は、大阪、福岡両空港周辺整備機構を統合して、その業務を一元的に行う組織とすることにより、周辺整備空港における空港周辺整備計画の実施等を効率的に行おうとするものであって、その主な内容は、第一に、周辺整備空港における空港周辺整備計画の実施等を行う空港周辺整備機構は、一を限り設

立されるものとする。第二に、空港周辺整備機構は、特定飛行場の設置者等の委託により、特定飛行場周辺の緑地帯等の造成を行うことができる。第三に、大阪国際空港周辺整備機構及び福岡空港周辺整備機構は、空港周辺整備機構の成立のときに解散するものとし、大阪、福岡両機構の一切の権利義務は、空港周辺整備機構が承継すること等であります。

委員会におきましては、現地調査を行うとともに、熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、大木理事より、各派共同提案に係る、機構の統合によって大阪国際空港及び福岡空港の空港周辺対策が後退することのないよう十分配慮すること等三項目を内容とする附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、国際観光振興会法の一部を改正する法律案は、臨時行政調査会の答申等を踏まえて、国際観光振興会の行う日本人海外観光旅客に対する業務を、旅行の安全に関する

情報の提供等の業務に整理合理化するとともに、役員の任命方法及び任期等について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件は、福岡県の筑豊地域における自動車の検査及び登録に関する事務の現状にかんがみ、福岡県嘉穂郡庄内町に、九州運輸局福岡陸運支局の下部組織として筑豊自動車検査登録事務所を設置するため、国会の承認を求めようとするものであります。

委員会におきましては、質疑、討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもって原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国際観光振興会法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

要旨

本法律案は、国際観光振興会の日本人海外観光旅客に対する業務を整理合理化するとともに、役員の任命規定等について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、日本人海外観光旅客に対する業務を、旅行の安全に関する情報の提供等の業務に整理合理化すること。

二、一の業務の整理合理化に伴い、国際観光振興会の目的として、日本人海外観光旅客に対する旅行の安全に関する情報の提供等の業務を効率的に行うことにより国際観光の振興を図ることとする。

三、副会長及び理事は、運輸大臣の認可を受けて、会長が任命及び解任すること。

四、理事の任期を三年から二年に変更すること。

五、運輸大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならないこと。

委員長報告

船員法の一部を改正する法律案（第百一回国会閣法第八四号）

要旨

本法律案は、昭和五十四年の国際連合総会において採択された女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准に備えるための国内法令整備の一環として、船員法の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、妊娠中の女子については、一定の航海に関し、本人が申し出て母性保護上医師が支障がないと認めたとき等を除いて、船内で使用してはならないこととすること。
- 二、出産後八週間を経過しない女子については、出産後六週間を過ぎた者が申し出て母性保護上医師が支障がないと認めた場合を除き、船内で使用してはならないこととすること。
- 三、妊娠中又は出産後一年以内の妊産婦の船員については、母性保護上有害な作業に従事させてはならないこととするとともに、時間外、休日及び夜間の作業についても、

原則として従事させてはならないこととすること。

四、妊産婦以外の女子船員については、夜間労働の禁止規定を廃止するとともに、就業制限の対象となる作業を妊娠又は出産に係る機能に有害なものに限定することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました船員法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准に備えるための国内法令整備の一環として、女子船員について、就業制限を緩和するとともに、母性保護の充実を図ろうとするもので、その主な内容は、第一に、妊娠中の女子について、一定の航海に関し、本人が申し出て母性保護上医師が支障がないと認めたとき等を除いて、船内で使用してはならないこと。第二に、出産後八週間を経過しない女子について、出産後六週間を過ぎた者が申し出て母性保護上医師が支障がないと認めた場合を除き、船内で使用してはならないこと。第三に、妊娠中また

は出産後一年以内の妊産婦の船員について、母性保護上有害な作業に従事させてはならないこととともに、時間外、休日及び夜間の作業についても、原則として従事させてはならないこと。第四に、妊産婦以外の女子船員について、夜間労働の禁止規定を廃止するとともに、就業制限の対象となる作業を妊娠または出産に係る機能に有害なものに限定すること等であります。

委員会におきましては、現地調査を行うとともに、熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党小笠原委員より反対、自由民主党・自由国民会議梶原理事より賛成の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

道路運送法の一部を改正する法律案（参第一号）

要旨

本法律案は、最近における軽自動車を使用する軽車両等

運送事業者による運送の実態等にかんがみ、自動車による貨物運送を業務とする者による有償旅客運送行為を禁止するとともに、軽車両等運送事業者に対し監督を強化すること等により、道路運送事業の適正な運営及び道路運送に関する秩序を確立しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、貨物の運送に係る自動車運送事業者は、災害のため緊急を要するとき等の場合を除き、有償で旅客の運送をしてはならないこととする。

二、軽自動車を使用して貨物を運送する軽車両等運送事業者に対し、一の禁止措置を講ずるとともに、運輸大臣は、当該事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令等に違反したときは、輸送施設の当該事業のための使用の停止又は事業の停止を命ずる等の措置を講ずることができることとする。

三、一及び二の禁止措置に違反した者を新たに処罰の対象とすること等その他所要の改正を行う。

四、この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、有償旅客運送行為の禁止に係る罰則規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から

ら施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました道路運送法の一部を改正する法律につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における軽自動車を使用する軽車両等運送事業者による運送の実態等にかんがみ、自動車による貨物運送を業務とする者による有償旅客運送行為を禁止するとともに、軽車両等運送事業者に対し監督を強化すること等により、道路運送事業の適正な運営及び道路運送に関する秩序を確立しようとするものでありまして、その主な内容は、第一に、貨物の運送に係る自動車運送事業者は、災害のため緊急を要するとき等の場合を除き、有償で旅客の運送をしてはならないこととすること。

第二に、軽自動車を使用して貨物を運送する軽車両運送事業者に対し、同様の禁止措置を講ずるとともに、運輸大臣は、当該事業者がこの法律またはこの法律に基づく命令等に違反したときは事業の停止等を命ずることができることとすること。

第三に、第一及び第二の禁止措置に違反した者を新たに処罰の対象とすること。

第四に、この法律は、公布の日から起算して一カ月を経過した日から施行すること。ただし、有償旅客運送行為の禁止に係る罰則規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行すること等であります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、瀬谷理事より、各会派共同提案に係る軽貨物自動車による違法行為の排除に最大限の努力をすること等三項目を内容とする附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第二号）

要旨

本件は、福岡県の筑豊地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、福岡県嘉穂郡庄内町に、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所を設置することについて国会の承認を求めようとするものである。

委員長報告

二〇九ページ参照